

ご案内: 新規実施機関の方へ

1. 支払基金に対し 健診機関としての 登録(機関番号の取得)

特定健診・特定保健指導の契約を医療保険者と結んだ後、健診等機関としての登録が必要となります。

所定の届け出用紙(注1)に必要事項を記入の上、健診等機関の所在する社会保険診療報酬支払基金に提出してください。届け出は、原則として「請求開始月の前々月の20日まで」となっています。

届け出後、10桁の健診等機関コードが通知されます。(保健医療機関の場合は、医療機関番号と同じ番号が付番されます。)

2. 国保連合会に 登録

保険者から提供される契約情報に基づき、国保連合会から『特定健診等費用の請求及び受領に関する届』及び各種様式を郵送いたします。

『特定健診等費用の請求及び受領に関する届』に必要事項をご記入いただき、通帳の写しを添えて返送願います。

国保連合会では届出情報に基づき、費用決済(支払)を行います。

3. 請求にあたって

請求データについては『標準的なデータファイル仕様』に基づき作成・提出してください。詳細については請求データ作成の留意事項をご覧ください。

変更が生じた場合

健診等機関番号、保健医療機関番号、振込情報(振込先銀行コード、支店コード、口座番号、請求者、受領者(口座名義人)等)に変更があった場合は、『特定健診等費用の請求及び受領に関する届』にて変更届出が必要です。

『変更後情報での支払月』の前々月末日までに、届出をお願いいたします。

届出用紙は**大分県国保連合会事業課保健事業班**にお申し出ください。

注1 届け出用紙は**社会保険診療報酬支払基金**のサイトからダウンロードできます。各県の社会保険診療報酬支払基金支部にも用紙が用意されています。